

# 意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年3月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年4月11日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

免許を要しない無線局のうち小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数を追加すること。（第6条第4項関係）

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

##### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

一 402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体外無線制御設備の制御によらず電波を発射する体内無線設備を定めること。（第49条の14関係）

二 2,400MHz以上2,483.5MHz以下、5.2GHz帯若しくは5.3GHz帯又は5.6GHz帯の周波数の電波を使用する小電力データ通信システム無線局の無線設備及び5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備であって占有周波数帯幅が38MHzまでのものの技術的条件を追加すること。（第49条の20、第49条の21、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）

三 その他規定の整備を行うこと。

###### イ 施行期日等

一 公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を規定すること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

5. 2GHz帯若しくは5. 3GHz帯又は5. 6GHz帯の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用する特定無線設備の規定を変更すること。（第2条第4項関係）

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(4) 周波数割当計画の一部変更案

ア 改正内容

- 一 5GHz帯無線アクセスシステム及び小電力データ通信システムにチャンネル幅40MHzシステムを導入するため、規定の変更を行うこと。
- 二 体内植込型医療用遠隔計測システムを導入するため、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

近年、無線LANは、家庭内・オフィス内での構内LANとしての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線LANスポットとしての利用や地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線としての利用など、利用形態が拡大してきている。

このように、さまざまな場面で普及が進む無線LANについては、ADSLの高速化やFTTHの進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景として、光ファイバー等と遜色のない100Mbps以上の伝送速度を実現する高速な無線LANの早期実現が求められている。

また、平成17年12月に公表された「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」の報告書の中で提案されているとおり、次世代情報家電のホームリンクを実現するための手段としても、高速無線LANの利用が期待されている。

こうした状況の中で平成18年12月に、情報通信審議会から「5GHz帯の無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高速無線LANの技術的条件」に関し、一部答申を受けたことから、それを踏まえて、高速無線LANの導入のために必要となる電波法施行規則などの関係規定の整備を行うものである。

高速無線LANの導入にあわせて行う周波数割当計画の変更については、主な改正は2点あり、1点目は、5GHz帯無線アクセスシステム及び小電力データ通信システムの無線局について、その周波数表に、従来の5MHz、10MHz、20MHz幅の各システムに加えて、40MHz幅のシステムに対応する周波数を追加するものである。対象の周波数帯としては、4900-5000MHz、5150-5350MHz及び5470-5725MHzである。

2点目は、これまで使用場所を限定してまいりました5. 2GHz帯及び5. 3GHz帯において使用場所を拡大するものである。従来、5. 3GHz帯は屋内、5. 2GHz帯は屋内及び航空機内に使用可能な場所を限定していた。これらは、衛星との周波数共用の関係から条件としてきたものであるが、情報通信審議会において、航空機のほか、船舶、車両においても屋内と同等の電波の遮へい効果があり、無線LANが使用可能であると判断されたことから、これらの場所についても使用できるよう、周波数の使用に関する条件を変更し、脚注を追加するものである。

体内植込型医療用遠隔計測システムの導入については、先般、免許不要の特定小電力無線局の1つとして平成17年8月に制度化している「体内植込型医療用データ伝送システム」について、新たな利用形態を反映するため、無線設備規則の改正をするものである。

具体的には、現在の体内植込型医療用データ伝送システムは、医師が操作する体外無線制御設備と、患者の体内に植え込まれた体内無線設備の間で行われる情報のやりとりを、医師のほうで操作する体外無線制御設備の要求に基づき行うことになっている。

しかし、近年、患者に植え込まれました体内無線設備に自立的に電波を発射させて、医療に役立たせたいというニーズが高まってきている。具体的には、自宅で療養中の患者の心臓ペースメーカ等の情報を定期的に自宅の電話機を介して病院まで伝送するといったような形態になっている。

こうした利用形態の実現には、体外無線制御設備からの要求なしに、自立的に体内無線設備から電波が発射できるような無線設備規則の改正が必要となる。

本件システムの実用化により、患者の状態を遠隔で計測することができることから、患者の安心感の醸成等、医療に大きく貢献するものと期待している。

また、体内植込型医療用遠隔計測システムの導入に係る周波数割当計画の変更については、体内植込型医療用に使用する周波数の目的を拡充するものである。従来、体内植込型医療用として402-405MHz帯を双方向にデータをやり取りするデータ伝送用として利用可能としてきたが、今回、このデータ伝送用の周波数のうち一部を体外無線制御設備からの制御がなくても、体内無線設備から信号を送信する遠隔計測用として利用可能とするため、無線局の目的を追加し、体内植込型医療用遠隔計測用として周波数を別表に追加するものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
バイオロニクジャパン株式会社	賛 成	

## 第3 理由

### 1 高速無線LANの導入

本件は、高速無線LANの導入に必要な電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

近年、無線LANは、これまでの家庭内・オフィス内での構内LANとしての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線LANスポットとしての利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）としての利用等、利用形態が拡大しつつあり、100Mbps以上の伝送速度を実現する高速な無線LANの早期実現が求められている。

このような背景から、情報通信審議会では「5GHz帯の無線アクセスシステムの技術的

条件」のうち「高速無線LANの技術的条件」について審議を行い、昨年12月に答申されたところである。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、高速無線LANの導入に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

(1) 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、小電力データ通信システムが使用する周波数として、免許を要しない無線LANの無線局が使用する周波数の電波を追加している。これは、小電力データ通信システムとして免許不要とするものであるが、空中線電力が小さいこと、識別符号を自動的に送信し又は受信するものであること等から、改正内容は適当と認められる。

(2) 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備のうち、占有周波数帯幅が38MHzまでのものについて、高速無線LANの導入に必要な技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の改正案では、高速無線LANの導入に伴い、小電力データ通信システムの無線局及び5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に使用するための特定無線設備を変更し、その審査方法を定めているが、その内容は情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

(4) 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、周波数の使用条件を規定する別表にチャンネル幅40MHzシステムの周波数を追加するなど、必要な規定の整備を図っているが、これらは高速無線LANの導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

2 体内植込型医療用遠隔計測システムの導入

本件は、体内植込型医療用遠隔計測システムを導入するため、無線設備規則の一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

総務省は、平成17年8月、体内に植え込まれ、又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（体内無線設備）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システムの制度を整備した。最近になって、諸外国は、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的に送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システムが利用できる環境作りを進めているところである。今回の改正は、このような状況を踏まえ、我が国においても体内植込型医療用遠隔計測システムが利用できるよう関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

(1) 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体外無線制御設備の制御により電波を発射する規定に該当

しない体内無線設備を定めているが、これは体内植込型医療用遠隔計測システムの導入に必要なものであり、改正内容は適当と認められる。

(2) 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、無線局の目的に「体内植込型医療用遠隔計測用」を追加し、周波数の使用条件を規定する別表を追加しているが、これらは体内植込型医療用遠隔計測システムの導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、無線LANの高速化及び新たな医療用システムの導入に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。